

中小企業者の事業再生に係る福島県中小企業制度資金の特例措置を定める要綱

1 目的

この要綱は、中小企業者の事業の再生のために条件変更の措置を講じるにあたり、福島県中小企業制度資金（以下、「県制度資金」という。）の特例措置を定め、もって中小企業者の金融の円滑化及び県内経済の活性化を図ることを目的とする。

2 対象となる制度

本要綱に定める特例措置を適用する県制度資金は、別表のとおりとする。

3 特例措置

(1) 最近の経済環境の変化により県制度資金の返済に困難をきたしている中小企業者に対し、事業再生計画に基づき条件変更の措置を講じることにより、当該中小企業者の事業の再生を図ることができると見込まれるときは、次のとおり取扱うことができるものとする。

① 融資期間の延長

条件変更を行う場合には、県制度資金の要綱に定める融資期間の上限を超えて、最長5年間延長することができる。

② 据置期間の設定

条件変更を行う場合には、県制度資金の要綱の規定にかかわらず、前号の規定により延長された融資期間の範囲内で、据置期間を設定することができる。

(2) 前項に定める事業再生計画は、次の各号に定めるところのいずれかをいう。

① 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第42条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法第41条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号に規定する指導又は助言（同号ロに係るものに限る。）に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

② 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条に規定する出資の業務により出資を行った同条に規定する特定投資事業有限責任組合の支援に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

③ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第5

3条第1項第2号に規定する特定協力銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

- ④ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第48条第1項の認定を受けた認証紛争解決事業者が行う同法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続により策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- ⑤ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項に規定する支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画
- ⑥ 前各号に準ずる計画であって、中小企業者等の事業の再生に関するもの

附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

○ 対象となる制度

福島県起業家支援保証制度
福島県小口零細企業資金融資制度
福島県信用組合資金融資制度
福島県長期安定保証制度
福島県短期保証制度
福島県経営環境改善保証制度
福島県企業回復応援資金融資制度
福島県関連倒産防止資金融資制度
福島県緊急経済対策資金融資制度
福島県街なか再生特別資金融資制度
ふくしまの産業強化資金融資制度
福島県子育て支援企業資金融資制度
福島県小規模企業資金融資制度
福島県長期安定資金融資制度
福島県新事業創造資金融資制度
福島県緊急経済再生特別資金融資制度
福島県商業・サービス業活性化資金融資制度
福島県ベンチャー企業育成資金融資制度
福島県小規模資金融資制度
福島県事業支援保証制度
福島県中小企業活性化支援保証制度
福島県成長産業育成資金融資制度
福島県事業再生資金融資制度
ふくしま産業育成資金融資制度
福島県業種転換保証制度
福島県経営力強化保証制度
福島県事業承継・業種転換資金融資制度
福島県小規模企業支援資金融資制度
福島県耐震改修促進資金融資制度
オールふくしま経営支援対応資金融資制度
ふくしま事業承継資金